

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2022 秋号

2022年10月発行 第108号



## ご挨拶

爽やかな秋の気配が色濃くなって参りましたが、皆様におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本号では、最近増加傾向にある敵対的買収事案に対し特定買収者を対象にした買収防衛策(対応方針)について、弊事務所の取組みをご紹介しますと存じます。

平成17年5月27日、経済産業省・法務省は「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を制定、公表しました。指針の制定後、買収防衛策を導入する企業が増えてきました。そして、平成19年8月7日、買収防衛策検討の出発点というべきいわゆる「ブルドッグソース事件」に関する最高裁の決定がなされました。

経済環境の変化と上記最高裁決定の検討を経て、平成20年6月30日、経済産業省・企業価値研究会は「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を公表して、株主が買収の是非を適切に判断するための情報・時間の確保や取締役会が買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出す交渉機会の確保を目的とする平時導入型買収防衛策を提言しました。これを受けて多くの企業は、平時において、合理的と認められる大規模買付ルールを導入・開示して、株主が買収の是非を適切に判断するための情報・時間を確保するとともに経営陣と買収者との交渉の機会を確保し、ルールに反して買収を一時停止しない買収者に対しては、対抗措置として差別条件付新株予約権の無償割当てを行うという「平時導入型買収防衛策」の導入が一般的になりました。しかし、この買収防衛策には外資系ファンド等から批判がなされ、次第に、平時導入型買収防衛策を廃止するとともに、対抗措置発動時には、株主意を確認する企業が増加する傾向が顕著になっていました。

ところで、ここ数年、上場会社の時価総額の低下傾向と円安の動向などにより、敵対的買収事案が増加する傾向が強まり、それが成立するケースや有事導入型の買収防衛策が功を奏した事例などが公表され、議論の対象になってきました。令和3年度には4件の敵対的買収事件の裁判例が、本年においても、数件の敵対的買収事案が報告され、最高裁まで争われた事件も公表されています。真摯な経営努力やその業績の如何にかかわらず、突然、敵対的企業買収のターゲットにされるリスクが増加しているわけです。

弊事務所では、企業法務を専門とする中堅・若手の弁護士が中心となって、オブカウンスル弁護士である京都大学名誉教授森本滋先生の指導の下に、買収のリスクが顕在化した後に導入される有事導入型の買収対応方針について、その導入の合理性と内容の相当性について、更に、その方策の実効性確保の手段としての差別条件付新株予約権無償割当ての内容の相当性や株主総会決議による承認の意義などについて、種々な視点から考察し、検討を重ねています。その成果については、近い将来、実効性ある適正な有事導入型買収対応方針として公表する予定であります。何卒ご期待いただきますようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



弁護士

**山田 晃久**  
(やまだあきひさ)

〈出身大学〉  
立教大学法学部  
法政大学法科大学院

〈経歴大学院・役職〉  
2007年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新60期)  
第二東京弁護士会登録  
2011年1月  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
中小企業再生支援全国本部  
(プロジェクト・マネージャー)  
2011年10月  
原子力損害賠償支援機構(審議役)  
2013年10月  
弁護士法人中央総合法律事務所  
2017年12月～2019年3月  
金融庁監督局専門調査員  
(非常勤)

〈取扱業務〉  
会社法務、商事法務、  
金融法務、知的財産権、  
倒産法務

## 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要

弁護士 山田 晃久

本年3月4日、「中小企業の事業再生等に関する研究会」が、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「本GL」)を公表し、同年4月15日から適用されています<sup>1</sup>。

本GLは中小企業者<sup>2</sup>の事業再生・事業廃業(以下「事業再生等」)に関し、関係者間の共通認識を醸成し、事業再生等に係る総合的な考え方や具体的な手続等をガイドラインとして取りまとめたものであり、法的拘束力はないものの、債務者である中小企業者、債権者である金融機関等及びその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されています(本GL第一部2、第三部2(1))。

本GLは、第一部で「本ガイドラインの目的等」、第二部で「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」、第三部で「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」(いわゆる中小企業版私的整理手続)を定めるところ、以下、第二部と第三部を中心に、その概要を紹介します。

### 1 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方

#### (1) 中小企業者と金融機関の対応

本GL第二部は、「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」の段階ごとに、債務者である中小企業者と債権者である金融機関の対応を、以下の表のとおり整理しています。

	中小企業者の対応	金融機関の対応
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収益力の向上と財務基盤の強化</li> <li>② 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保</li> <li>③ 法人と経営者の資産等の分別管理</li> <li>④ 予防的対応(有事に移行する兆候を自覚した場合に採るべき対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営課題の把握・分析等</li> <li>② 最適なソリューションの提案</li> <li>③ 中小企業者に対する誠実な対応</li> <li>④ 予兆管理</li> </ul>
有事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営状況と財務状況の適時適切な開示等</li> <li>② 本源的な収益力の回復に向けた取組み</li> <li>③ 事業再生計画の策定</li> <li>④ 有事における段階的対応(返済猶予</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業再生計画の策定支援</li> <li>② 専門家を活用した支援</li> <li>③ 有事における段階的対応(中小企業者からの申出に対する検討)</li> </ul>

有事	等の条件緩和の要請、債務減免等の抜本的な金融支援の要請、スポンサー支援等の検討、廃業の検討)	
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業再生計画の実行に向けた取組み</li> <li>② 金融機関への適時適切な状況報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業再生計画のモニタリング</li> <li>② 必要に応じた事業再生計画の見直しの要否等の検討</li> </ul>

#### (2) 私的整理検討時の留意点

本GL第二部は、上記(1)に加え、私的整理検討時の留意点として、次の事項を指摘しています。

##### ① 保証債務の整理

中小企業者の債務について私的整理手続を実施する場合において、当該債務にかかる保証債務の整理を図るときは、保証人は、「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用する等して、主債務を一体整理を図るよう努めること。

##### ② 各種手続の選択並びに手続間の移行

中小企業者の選択した私的整理手続の協議が不調に終わり、法的手続や他の私的整理手続に移行する場合、中小企業者と金融機関は双方誠実に協力し、手続間の円滑な移行に努めるとともに、移行後においては、移行前の私的整理手続における合意事項又は同意事項等を法の趣旨に反しないことに留意しつつ尊重すること。

### 2 中小企業版私的整理手続

本GL第三部は、新型コロナウイルス感染症による影響からの脱却も念頭に置きつつ、より迅速かつ柔軟に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続として<sup>3</sup>、中小企業版私的整理手続(以下「本手続」)を定めています。

本手続は、「再生型私的整理手続」と「廃業型私的整理手続」の2種類があります。

#### (1) 再生型私的整理手続

##### ア 適用対象となる中小企業者

再生型私的整理手続は、以下の全ての要件を充足する中小企業者に適用されます。

- a. 収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じることで経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難であること。
- b. 中小企業者が対象債権者に対して中小企業者の経営状況や財産状況に関する経営情報等を適時適切かつ誠実に開示していること。
- c. 中小企業者及び中小企業者の主たる債務を保証する保証人が反社会的勢力又はそれと関係のある者ではなく、そのおそれもないこと

## イ 手続の概要

### ① 第三者支援専門家の選定

中小企業者は、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など）と相談しつつ、第三者支援専門家（弁護士、公認会計士等の専門家であって、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの）の候補者を、原則として公表されたリストから選定します。かかるリストは、中小企業活性化全国本部及び事業再生実務家協会がそれぞれ公表しています。

なお、第三者支援専門家は1名から3名の選任が想定されていますが、第三者支援専門家の業務として、金融機関調整や事業再生計画案のうち法律事務に関する調査報告書の作成を含む場合には、弁護士法が禁止する非弁行為の観点で、弁護士を必ず選任しなければなりません（本Q&A「Q33」）。

### ② 主要債権者への手続利用検討の申出

中小企業者は、主要債権者<sup>4</sup>に対し、再生型私的整理手続の利用を検討している旨を申し出るとともに、第三者支援専門家の選任について、主要債権者全員からの同意を得る必要があります。

### ③ 支援等の開始

中小企業者は、第三者支援専門家に支援を申し出ることができ、第三者支援専門家は、主要債権者の意向も踏まえて、再生支援を行うことが不相当ではないと判断した場合には、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や事業計画策定の支援等を開始します。

### ④ 一時停止の要請

中小企業者は、上記③以降のいずれかのタイミングで、資金繰りの安定化のために必要があるときは、書面により対象債権者全員に対して、一定期間の元金返済の猶予等を内容とする一時停止の要請を行うことができ、対象債権者は、一定の要件を充足する場合には、一時停止の要請に誠実に対応するものとされます。

## ⑤ 事業再生計画案の立案

中小企業者は、自ら又は外部専門家から支援を受ける等して、相当の期間内に、以下の内容を含む事業再生計画案を作成します。

- a. 自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むもの。
  - ・ 企業の概況
  - ・ 財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
  - ・ 保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債務減免等を要請する場合）
  - ・ 実態貸借対照表（債務返済猶予の場合は必須としない）
  - ・ 経営が困難になった原因
  - ・ 事業再生のための具体的施策
  - ・ 今後の事業及び財務状況の見通し
  - ・ 資金繰り計画（債務弁済計画を含む）
  - ・ 金融支援（債務返済猶予や債務減免等）を要請する場合はその内容
- b. 実質的に債務超過である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目途に実質的な債務超過を解消する内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）。
- c. 経常利益が赤字である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目途に黒字に転換する内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）。
- d. 事業再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しない。）。
- e. 対象債権者に対して金融支援を要請する場合には、経営責任の明確化を図る内容とする。また、債務減免等を要請する場合には、株主責任の明確化を図る内容とするとともに、経営者保証があるときは、保証人の資産等の開示と保証債務の整理方針を明らかにすることとする。
- f. 事業再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の観点から、個別に検討する。
- g. 債務減免等を要請する内容を含む事業再生計画案である場合にあっては、破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があることとする。なお、債務減免等を必要とする場合の減免を求める額（DES総額を含む。）の算定については、その前提となる情報等について誠実に開示するものとする。
- h. 必要に応じて、地域経済の発展や地方創生への貢献、取引先の連鎖倒産回避等による地域経済への影響も鑑みた内容とする。

## ⑥ 第三者支援専門家の調査報告書作成

第三者支援専門家は、債務者である中小企業者及び対象債権者から独立して公平な立場で事業の収益性や将来性等を考慮して、事業再生計画案の内容の相当性及び実行可能性等について調査し、原則として調査報告書を作成の上、対象債権者に提出し報告します。

⑦ 債権者会議の開催

事業再生計画案が作成された後、原則として全ての対象債権者による債権者会議を開催します。債権者会議では、対象債権者全員に対して、中小企業者が事業再生計画案を説明し、第三者支援専門家はその調査結果を報告するとともに、質疑応答及び意見交換を行い、対象債権者が事業再生計画案に対する同意不同意の意見を表明する期限を定めます。

⑧ 事業再生計画の成立

全ての対象債権者が、事業再生計画案について同意し、第三者支援専門家はその旨を文書等により確認した時点で事業再生計画は成立し、中小企業者は事業再生計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した事業再生計画の定めによって変更され、対象債権者は、金融支援など事業再生計画の定めに従った処理をします。

なお、事業再生計画案に対して不同意とする対象債権者は、速やかにその理由を第三者支援専門家に対し誠実に説明する必要があり、可能な範囲で、不同意とするに当たっての数値基準などの客観的な指標や、その理由について具体的な事実をもって説明することが望ましいとされています(本Q&A「Q72」)。

事業再生計画案について全ての対象債権者から同意を得ることができないことが明確となった場合は、第三者支援専門家は、本手続を終了させます。なお、本手続が終了したときは、対象債権者は一時停止を終了することができます

⑨ 事業再生計画成立後のモニタリング

外部専門家や主要債権者は、事業再生計画成立後の中小企業者の事業再生計画達成状況等について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの期間は、原則として事業再生計画が成立してから概ね3事業年度(事業再生計画成立年度を含む。)を目途とされています。

(2) 廃業型私的整理手続

ア 適用対象となる中小企業者

廃業型私的整理手続は、以下の全ての要件を充足する中小企業者に適用されます。

- a. 過大な債務を負い、既に発生している債務(既存債務)を弁済することができないこと又は近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれること(中小企業者が法人の場合は債務超過である場合又は近い将来において債務超過となることが確実と見込まれる場合を含む)。
- b. 円滑かつ計画的な廃業を行うことにより、中小企業者の従

業員に転職の機会を確保できる可能性があり、経営者等においても経営者保証に関するガイドラインを活用する等して、創業や就業等の再スタートの可能性があるなど、早期廃業の合理性が認められること。

c. 上記(1)アb.及びc.の各事項

イ 手続の概要

廃業型私的整理手続の基本的な流れは、再生型私的整理手続と大きく変わりませんが、異なる点として、例えば、以下の特徴があります。

① 第三者支援専門家の関与は弁済計画案の調査からよいこと

廃業型私的整理手続は、中小企業者が、外部専門家とともに、主要債権者<sup>2</sup>に対して手続利用を検討している旨申し出て、外部専門家が、主要債権者の意向を踏まえて、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や弁済計画策定の支援等を開始します。

第三者支援専門家については、当初から中小企業者の廃業・清算が想定され、再生型私的整理手続と比較し、一定程度定型的な関与が想定されることから、弁済計画案の調査の段階から関与することで足りるとされています(本GL第三部5(1)①②及び(4)、本Q&A「Q37」)。

② 一時停止要請に主要債権者全員の同意を要すること

廃業型私的整理手続においては、一時停止の要請は、再生型私的整理手続の場合と異なり、主要債権者全員の同意が必要とされます。また、相当の期間(原則として外部専門家による支援等の開始時点から3~6か月)内に弁済計画案の策定・提示が適切になされない場合や、弁済計画案の策定状況について適切な経過報告がなされない場合には、対象債権者は一時停止を終了することができますとされています(本GL第三部5(1)3③、本Q&A「Q86」)。

- 1 本GLのQ&A(以下「本Q&A」)についても、本年4月1日に公表(同月8日に一部改訂)されています。
- 2 中小企業基本法2条1項に定義される「中小企業者」(常時使用する従業員数が300人以下の医療法人を含みます)。
- 3 準則型私的整理手続とは、民事再生手続や会社更生手続などの法的整理手続によらず、一定のルール(準則)に従って債務整理を行う手続をいいます。従来の準則型私的整理手続としては、私的整理ガイドライン、事業再生ADR、中小企業活性化協議会(旧称:中小企業再生支援協議会)、地域経済活性化支援機構、整理回収機構による私的整理手続や、裁判所での特定調停を利用した手続があります。
- 4 主要債権者とは、金融債権額のシェアが最上位の対象債権者から順番に、そのシェアの合計額が50%以上に達するまで積み上げた際の、単独又は複数の対象債権者をいいます。なお、主要債権者は、手続の初期段階から、潜在的な債権者である信用保証協会と緊密に連携・協力することとされています(本GL第三部2(5)、本Q&A「Q26」)。
- 5 廃業型私的整理手続の場合は、リース対象物件を処分し清算することが想定されているため、原則として、リース債権者も対象債権者に含まれます(本GL第三部1(1)、本Q&A「Q20」)。



弁護士

富田 昂志  
(とみだ・たかし)

〈出身大学〉  
大阪大学法学部法学科

〈経歴〉

2013年2月  
トヨタ自動車株式会社入社  
2021年3月  
裁判所退職  
2021年10月  
ビジネス会計検定2級  
2021年11月  
日商簿記検定2級  
2022年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(74期)  
京都弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(京都事務所)

〈取扱業務〉

民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用

弁護士 富田 昂志

### 1 はじめに

2020年5月29日に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、厚生年金保険法、健康保険法等の改正法が2022年10月1日に施行されます。本稿では、そのうち、短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険(以下、併せて「社会保険」といいます。)の適用拡大について、短時間労働者と社会保険の適用について基本的な事項を確認した上で、法改正により影響を受ける事業所についてご説明いたします。

### 2 短時間労働者と社会保険の適用

短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、同じ事業所において同様の業務に従事する正社員の一週間の所定労働時間に比べて短い者をいいます。

短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間及び一月間の所定労働日数がいずれも正社員の4分の3以上(以下、「4分の3基準」といいます。)の者については、原則として、社会保険が適用されます<sup>1</sup>。

4分3基準を満たさない短時間労働者、すなわち、一週間の所定労働時間又は一月間の所定労働日数のどちらか一方でも正社員の四分の三未満の者については、事業所が一定の従業員数を超える「特定適用事業所」にあたり、かつ一定の要件を満たさなければ社会保険が適用されません。

### 3 法改正の内容

2022年10月1日に施行される改正法においては、「特定適用事業所」の従業員数の要件が「常時500人を超える」から「常時100人を超える」に引き下げられました。法改正により従業員数が常時101人~500人の事業所も新たに「特定適用事業所」にあたることとなり、当該事業所の4分3基準を満たさない短時間労働者についても社会保険が適用されるようになったのです。なお、従業員数とは、正社員数と週労働時間及び月労働日数がいずれも正社員の4分の3以上の従業員数の合計で、法人であれば同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業主であれば個々の事業所単位でカウントします。また、「常時」とは、月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回る場合をいいます。

### 4 法改正により新たに「特定適用事業所」となる事業所がすべきこと

#### (1) 新たな加入対象者の把握等

新たに「特定適用事業所」となる場合、新たな加入対象者を把握して、その者につき社会保険が適用されることを周知したり、後記(2)イの被保険者資格取得届の準備をしたりする必要があります。新たな加入対象者は、4分3基準を満たさない短時間労働者のうち以下①~③の3つ全ての要件を満たす者です。

①1週の所定労働時間が20時間以上であること

契約上の所定労働時間でこの要件を満たすかどうか判断します。契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続きと見込まれる場合には、3ヶ月目の初日にこの要件を満たすこととなります。

#### ②月額賃金が8.8万円以上であること

基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下のiからivまでの賃金は算入されません。

- i 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ii 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- iii 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- iv 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

#### ③学生でないこと

「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒をいいますが、休学中や夜間学生は含まれません。

### (2) 各種届出

#### ア 特定適用事業所該当届

新たに「特定適用事業所」となった場合、五日以内に、法人の場合は本店又は主たる事業所から、個人事業所の場合は各事業所から、いずれも日本年金機構の事務センター(又は管轄の年金事務所)へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります(健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。)<sup>2</sup>。

もともと、日本年金機構から2022年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付された場合は、同月1日以降、自動的に特定適用事業所として扱われることとなるため、特定適用事業所該当届の届出は不要です<sup>3</sup>。

#### イ 被保険者資格取得届

新たに「特定適用事業所」となったことにより新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、資格取得の日から五日以内に各適用事業所から日本年金機構の事務センター(又は管轄の年金事務所)にその者に係る被保険者資格取得届を届け出する必要があります(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります。)<sup>4</sup>。

### 5 おわりに

「特定適用事業所」の従業員数要件については、2024年10月1日、「常時100人を超える」から「常時50人を超える」とする法改正が控えており、「特定適用事業所」の範囲が更に拡大されます。この改正についても、随時最新の情報をキャッチアップして参ります。

ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

- 1 臨時の従業員の場合等一定の例外があります(厚生年金保険法12条1号~4号、健康保険法3条2号~5号)。
- 2 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(問9)(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.files/QA0410.pdf>)
- 3 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(問10.11.別紙)
- 4 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(問9)

## 株主総会資料の電子提供制度について

弁護士 榎 陽  
弁護士 榎 俊太郎



弁護士  
榎 陽  
(かしぶち・よう)

<出身大学>  
明治大学法学部  
東京大学法科大学院

<経歴>  
2020年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(73期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所 (東京事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務



弁護士  
榎 俊太郎  
(きむら・しゅんたろう)

<出身大学>  
早稲田大学法学部  
東京大学法科大学院(中退)

<経歴>  
2022年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(74期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所 (東京事務所)

<取扱業務>  
企業法務、民事法務、  
商事法務、会社法務、  
家事相続法務

いわゆる令和元年改正会社法のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する部分については、令和4年9月1日から施行され、上場会社等の振替株式を発行する会社(以下「上場会社等」)においては本制度の利用が義務とされています。

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会資料<sup>1</sup>を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度で、印刷・郵送のために生じる費用の削減や、株主に対して早期に充実した資料を提供することが期待されるものです。改正前の会社法においても、株主総会資料の電磁的方法による提供制度は存在しましたが、株主の個別の承諾を必要とするオプトイン型の制度であり利用されていませんでした。本制度は、後述の書面交付請求によるオプトアウト型の制度設計となっており、原則と例外が逆転する大きな改正となっています。

本稿では、本制度において押さえておくべきポイントのうち、実務上特に関心が高いと思われる、①書面交付請求や任意の書面の交付、②電子提供措置の中断への対応、③本制度の対応スケジュールを取り上げます<sup>2</sup>。

### 1 書面交付請求や任意の書面の交付

本制度は上述のとおり期待がされるのですが、一方で、依然として高齢者の方を中心としてインターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮する必要があります。このような株主は、株式会社に対し、電子提供措置事項<sup>3</sup>を記載した書面の交付を請求することができ、取締役はこれに応じなくてはなりません(法325条の5第1項及び第2項)。上述のとおり、上場会社等においては本制度の利用が義務とされること、振替株式の株主は、証券口座を開設している証券会社等の口座管理機関を通じて書面交付請求を行うことも可能です<sup>4</sup>。

書面交付請求を受けた株式会社は、電子提供措置事項を記載した書面を交付することになります(法325条の5第2項)。この点部会<sup>5</sup>では、本制度の利用により、印刷・送付費用等を考慮しなくてよくなる結果、株主に対して開示する情報が充実していく可能性も期待されているところ、書面交付請求に対して、ウェブサイトに掲載している情報をそのまま交付することを法律上の義務とすると、かかる義務がネックになり、結局はウェブサイトに掲載する情報の充実が図れないのではないかという指摘を踏まえ<sup>6</sup>、上記のような定めになりました。

一方で、書面交付請求をした株主に対して、電子提供措置事項を記載した書面に加えてこれ以外の事項を記載した書面を交付することや、書面交付請求をしていない株主に対して、一律に株主総会資料の一式を書面で送付すること(フルセットデリバリー)は、部会での議論の中でも特にこれを制限するといった提案はなく、各社が自由に選択できる柔軟な内容となっています。もっとも、合理性なく株主毎に交付する書面を変えるなどした場合は、株主平等原則が問題になる点は留意が必要です<sup>7</sup>。

書面交付請求は、株主が一度すれば、撤回がない限り、その後の全ての株主総会において有効なものとして取り扱われます。しかし、無制限に有効としては書面交付請求をする株主が累積し、本制度の意味が失われてしまいます。そこで、株式会社は、書面交付請求をした日から1年が経過した株主に対し、書面の交付を終了する旨の通知をし、かつ、異議がある場合には1ヶ月を下らない一定期間内に異議を述べるべき旨を催告することができ、当該期間内に異議を述べた場合を除き、催告期間を経過した時に書面交付請求は効力を失うこととなります(法325条の4第4項及び第5項)。

### 2 電子提供措置の中断への対応

株式会社は、株主総会の日の3週間前の日又

は招集通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3ヶ月を経過する日までの間、電子提供措置をとらなければなりません(電子提供措置期間。法325条の3第1項)。この期間のうち株主総会の日までに、サーバーダウン等によりホームページ等へのアクセスに障害が発生し、電子提供措置が中断してしまった場合、当該中断は当該株主総会の決議取消事由(法831条1項1号)に該当し得ます<sup>8</sup>。

そこで、法は電子提供措置の中断が生じた場合の救済規定を定めています(法325条の6)。同条各号の要件の全てを充足する必要がありますが、ポイントは、中断が生じた期間が、電子提供措置を開始した日から株主総会の日までの期間の10分の1を超えるか否かです。上述のとおり、電子提供措置の開始は「株主総会の日3週間前の日又は招集通知を発した日のいずれか早い日」が法律の定めですが、これらの日より早期に、電子提供措置を開始した場合は、当該日を起算日として救済規定の要件充足を判断できます。

また当然のことながら、株式会社は、(特に株主総会前には)電子提供措置に中断が生じないように対策をする必要があります。具体的には、自社のウェブサイトだけでなくバックアップサイトとして別のウェブサイトにおいても電子提供措置をとり、バックアップサイトについても招集通知に記載する方法や、自社のホームページをメインとして電子提供措置をとりつつ、中断が生じた場合のバックアップとして、東証のホームページの株主総会資料の公衆閲覧用サイトを利用する方法が挙げられます<sup>9</sup>。

### 3 本制度の対応スケジュール

上場会社等については、施行日の6ヶ月後、すなわち令和5年3月以降に開催する株主総会から、本制度を利用することになります。一方で、書面交付請求については施行日から適用があるため、株主へ本制度を利用する旨の周知がないままに、書面交付請求が可能となります。書面交付請求がインターネットを利用できない株主に配慮した制度であることを考えれば、株式会社は書面等により、できるだけ早く、株主に対して令和5年3月以降に開催される株主総会では本制度を利用すること、株主は書面交付請求ができることを周知することがのぞましいでしょう。

また、書面交付請求の具体的な方法(書面なのか口頭なのか)は法定されていませんが、画一的な取り扱いを定めておか

なければ株主側も会社側も混乱する可能性があります。上記周知の前には、株式取扱規程などで、書面交付請求を書面でのみ受け付ける旨定めておくことが考えられます<sup>10</sup>。

本制度の利用には本制度を利用する旨の定款の定めが必要です(法325条の2)。実務の混乱を避けるため、上場会社等は施行日において、かかる定款変更決議をしたものとみなされています(整備法10条2項、社債、株式等の振替に関する法律附則3号)<sup>11</sup>。そして、本制度を利用する旨の定款の定めに変更があった場合、定款変更の日から2週間以内にその旨の登記が必要となるのが通常ですが(法915条1項、911条3項12号の2)、こちらも実務の混乱を避けるため、かかるみなし定款変更については、施行日から6ヶ月以内又は他の登記をする場合はこれと同時の変更登記で足りるとされています(整備法10条4項及び5項)。

以上、本制度において押さえておくべきポイントのうち、実務上特に関心が高いと思われる点について解説いたしました。上場会社等においては本制度の利用が義務とされていることから、本稿では当該会社を前提に解説しましたが、当該会社以外の会社による本制度の利用は否定されていません。このような会社は上記のとおり定款の定めを設けることで本制度を利用することができます。バーチャル株主総会の利用も普及しており、株主総会の電子化の動向は、今後も注目すべきものといえます。

- 1 株主総会参考資料、計算書類及び事業報告など、取締役が株主総会の招集の通知に際して株主に対して提供しなければならない資料(法務省民事局参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」平成30年2月(以下「補足説明」)、2頁)
- 2 本稿においては、特に明記する場合を除き、会社法を「法」といい、株主総会資料の電子提供制度を「本制度」といいます。
- 3 法298条1項各号に掲げる事項(株主総会の日時、場所や目的事項、議決権行使書面を採用するときは、その旨、電子投票を採用するときは、その旨等)、株主総会参考書類の内容、議決権行使書面の内容、株主提案に係る議案の要領、計算書類及び事業報告の内容(これらの監査報告または会計監査報告を含む)、連結計算書類の内容、電子提供措置事項を修正した場合、修正した旨と修正前の事項(法325条の3第1項各号)
- 4 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」)施行(令和4年9月1日)後の、社債、株式等の振替に関する法律159条の2第2項
- 5 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会(以下「部会」)。平成29年4月26日から平成31年1月16日にかけて開催。
- 6 部会第2回(平成29年5月24日開催)議事録・藤田委員発言
- 7 商事法務「別冊商事法務No.454令和元年改正会社法②」(以下「別冊商事法務」)83頁
- 8 別冊商事法務、84頁。竹林俊憲「一問一答令和元年改正会社法」2020年商事法務(以下「一問一答」)、42頁(注3)。
- 9 別冊商事法務、85頁。一問一答、44頁
- 10 書面交付請求を書面に限定する株式取扱規程は、全国株懇連合会が公開する株式取扱規程モデルが参考になります([https://www.kabukon.tokyo/data/data/laws/laws\\_1-2-1.pdf](https://www.kabukon.tokyo/data/data/laws/laws_1-2-1.pdf))
- 11 本制度を利用する場合の定款についても、全国株懇連合会が公開する定款モデルが参考になります

# 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の概要

—四半期開示の見直しを中心に—

弁護士 土肥 俊 樹



弁護士

土肥 俊樹  
(どい・としき)

<出身大学>  
東京大学法学部  
東京大学法科大学院  
(司法試験合格により退学)

<経歴>  
2019年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(72期)  
第一東京弁護士会登録  
アンダーソン・毛利・友常法  
律事務所入所  
2021年7月  
弁護士法人中央総合法律事  
務所入所

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務

金融庁は、2022年6月13日、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」(以下「本報告」といいます。)を公表しました<sup>1</sup>。

本報告は、2018年6月28日公表の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」(以下「2018年報告」といいます。)<sup>2</sup>以降、記述情報の開示の充実が進むと同時に、サステナビリティの重要性の高まりや、コーポレートガバナンスに関する議論が進展するなど大きな変化が生じていることを踏まえて、①サステナビリティに関する企業の取組みの開示、②コーポレートガバナンスに関する開示、③四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング、④その他の開示に係る個別課題(「重要な契約」の開示など)について、2021年9月から金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて行われた検討の結果を取りまとめたものとなっています。

本稿では、本報告のうち、四半期開示の見直しについて解説いたします。

## 第1 四半期報告制度と四半期決算短信

### 1 四半期報告制度の概要

金融商品取引法上、上場会社等は、四半期ごとに四半期報告書を提出することが求められています(同法24条の4の7)。四半期報告制度は、企業業績が短期間で大きく変化する中、投資家に対して企業業績等に係る情報をより適時に開示することなどを目的に、2006年に金融商品取引法制定により法制化され、2008年4月より施行されました。その後、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」を受けて、四半期報告の簡素化が行われ、翌2011年4月1日以降に開始する連結会計年度における四半期連結会計期間から、「事業の状況」等については、当四半期連結累計期間において重要な変更等があった場合に記載することとされました。

四半期報告書は、事業年度の期間を3ヶ月ごとに区分した上で、各期間ごとに、提出会社の状況や経理の状況等を開示するための継続開示書類であり、原則として、各期間経過後45日以内に提出することが求められています<sup>3</sup>。

そして、四半期報告書の虚偽記載はエンフォースマントの対象となっており、具体的には、四半

期報告書のうち重要な事項について虚偽記載がある場合、課徴金(法172条の4第2項)又は刑事罰(197条の2第6号)の対象となります。

### 2 四半期決算短信の概要

東京証券取引所では、1999年11月にマザーズ市場で四半期財務・業績の概況の開示の義務付けを行って以降、その他の市場においても段階的に四半期開示の義務付けを行い、2008年の四半期報告制度の導入に合わせて、四半期決算短信が義務化されました。その後、2016年4月18日公表の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」(以下「2016年報告」といいます。)<sup>4</sup>において、投資家ニーズに応えるかたちで記載事項を増やしてきたために速報としての正確に比して作成・公表の事務負担が過重となっていたこと等から、投資者の投資判断に重要な情報を迅速かつ公平に提供するものであるという目的・役割に即し、(1)四半期決算短信について監査及び四半期レビューが不要であることの明確化、(2)速報性に着目した記載内容の削減による合理化、(3)証券取引所の要請事項を限定等することによる自由度の向上が言及されました。その後、東京証券取引所は、2016年10月28日に「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」として、サマリー情報の様式の使用義務や要請事項等の見直しを行いました。

四半期決算短信は、サマリー情報と添付資料で構成されています。サマリー情報は、投資判断に重要な影響を与える上場会社の四半期決算の内容について、簡潔にまとめたものを作成・開示することが要請されています。上場会社は、四半期決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられているため(有価証券上場規程404条)、四半期決算の内容が定まったにもかかわらず、その開示時期を遅延させることはできず、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算発表を行うことになると考えられます<sup>5</sup>。

四半期決算短信に係るエンフォースマントとしては、改善報告書・改善状況報告書の提出を求められるほか(同規程504条1項1号、505条1項)、違反した旨の公表(同508条1項1号)、上場契約違約金の支払(同509条)等があります。



## 第2 本報告の概要

### 1 基本的考え方

四半期開示見直しの方向性としては、金融商品取引法の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切であるとの提言がなされました。

### 2 背景・経緯

四半期開示に関しては、2016年報告による四半期決算短信の見直しを踏まえつつ、2018年報告において、「現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくことが考えられる」となされていました。

その後、各上場会社において、決算説明会の動画配信や、主な質疑応答をウェブサイト上で公開するなど、四半期決算短信の発表と併せて投資家への説明を充実させる動き等が実務上見られる中で、今回のワーキング・グループにおいては、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係、主要国の資本市場における四半期開示の状況、四半期開示と投資家に対する適時で正確な情報提供の関係等を含めて、四半期開示のあり方について点検が行われました。

### 3 四半期開示見直しの方向性

四半期報告書と四半期決算短信は、内容面での重複や開示時期の近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられると言及されました。

そして、四半期報告書と四半期決算短信のいずれに集約させるかという点については、下記の指摘等を踏まえて、四半期決算短信への「一本化」とすることが適当である旨の提言がなされました。

- ・ 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- ・ 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等とのQ&Aの模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- ・ 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくとも、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること

### 4 「一本化」の具体化に向けた検討課題

金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則の四半期決算短信への「一本化」を具体化させるに当たり、以下の課題についての検討が必要であり、ワーキング・グループにおいて引き続き議論を深めていくこととされました。

- ・ 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか
- ・ 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たり、その内容をどう見直すか
- ・ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
- ・ 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか
- ・ 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか（「レビュー」、「中間監査」）

## 第3 おわりに

以上のとおり、2016年報告・2018年報告を踏まえて、本報告においては、法令上の四半期開示義務を取引所における四半期決算短信に一本化する方向性で見直すことが提言されました。

もともと、四半期決算短信については、速報性に着目して記載内容の削減による合理化が図られてきた一方で、四半期報告書で開示される非財務情報等の中には四半期決算短信で開示を要請されない事項もあるため、四半期決算短信への一本化に当たり、その開示内容の充実化が求められる可能性も考えられます。

また、エンフォースメント確保の観点から言及された四半期決算短信の臨時報告書による開示など、本報告を踏まえた関係法令や取引所規則の動きは今後も注目すべきものといえます。

- 1 金融庁ウェブページ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220613.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html))
- 2 金融庁ウェブページ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20180628.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html))
- 3 具体的な記載内容については、企業内容等の開示に関する内閣府令第4号の3様式をご参照ください。
- 4 金融庁のウェブページ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20160418-1.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html))
- 5 東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック2022年4月」253頁



# 所有者不明土地にかかる法制度について⑦

～財産管理制度・相続に係る主な改正事項について～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾  
弁護士 久保 貴裕

## 1 はじめに

本連載では、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説をしています。連載の最終回となる今号では、改正法のうち民法が定める財産管理制度及び相続に係る主な改正事項について解説致します。

## 2 財産管理制度の主な改正

### 1 所有者不明土地・建物管理制度

現行法上、財産管理制度として、所有者の属性に応じ、不在者財産管理人(民法25条1項)、相続財産管理人(民法952条1項)、清算人(会社法478条2項)がありますが、いずれも対象者の財産全般を管理する「人単位」の仕組みのため、財産管理が非効率になりがちで、申立人の負担が大きいと指摘されてきました。さらに、「人単位」の管理制度であることから、所有者を全く特定できない土地・建物には利用することができませんでした。

そこで、改正法では、特定の土地・建物だけに特化して管理を行う制度(所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度)が創設されました(改正法264条の2～8)。

同制度の手続きの流れとしては次のとおりです。まず、利害関係人による申立てが行われ、その後1か月以上の異議届出期間の公告が行われます。異議届出期間経過後に、管理命令が発令され、管理人が選任されます。管理人の選任の事実、嘱託登記により公示され、職務が終了すれば抹消登記がされます。

管理命令の発令の主な要件は、①調査を尽くしても所有者又はその所在を知ることが出来ないことと、②管理状況等に照らして管理人による管理が必要であることとされています(改正法264条の2第1項、264条の8第1項)。

管理人が選任されると、対象財産の管理処分権は管理人に専属します(改正法264条の3、264条の8第5項)。管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、裁判所の許可を得て対象財産の処分をすることができます(改正法264条の3第2項、264条の8第5項)。このとき、処分の是非等に法的判断が必要となることも想定されるため、管理人としてふさわしい者(弁護士や司法書士等)を事案に応じて選任することが想定されています。

### 2 管理不全土地・建物管理制度

所有者による管理が適切に行われなかったため、荒廃・老朽化等が進み危険な土地・建物(管理不全土地・建物)の対応について、管理不全土地・建物の所有者に代わり管理を行う者を選任する仕組みは存在しないため、これらの土地・建物について継続的な管理や実際の実情を踏まえた管理が出来ないという問題がありました。そこで、改正法では、管理不全土地・建物について、裁判所が利害関係人の請求により、管理人による管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地・建物管理制度が創設されました(改正民法264条の9～14)。

同制度の手続きは、利害関係人による申立てが行われ、所有者の陳述聴取を経た後、管理命令の発令がされ、管理人が選任されるという流れです。その後、管理不全状態が解消するなど、管理の継続が相当出なくなった場合には、管理命令が取り消されます。

管理命令の主な発令要件は、①所有者による土地又は建物の管理が不相当であること、②他人の権利・法的利益が侵害され又は侵害されるおそれがあること、③管理人による管理の必要性が認められることです(改正法264条の9第1項、264条の14第1項)。

所有者不明土地・建物管理制度とは異なり、対象財産の管理処分権は管理人に専属しません。したがって、管理不全土地・建物等に関する訴訟においても、所有者自身が原告又は被告となります。

管理人は、土地・建物の保存・利用・改良行為を行う権限をもっており、裁判所の許可を得ることにより、建物内動産の処分等の行為も可能とされています(改正法264条の10、264条の14第4項)。もともと、土地・建物自体を処分する場合には、その所有者の同意が必要です(改正法264条の10第3項、264条の14第4項)。

以上で説明した所有者不明建物管理制度及び管理不全建物管理制度は、区分所有建物については、適用されないため留意が必要です(改正区分所有法6条4項)。

### 3 相続分野の主な改正

#### 1 相続人不存在の相続財産の清算手続の見直し

現行法では、相続人不存在の場合に、相続財産管理人を選任するためには、①相続人選任の公告(2か月)、②相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告(2か月)、③相

続人搜索の公告(6か月以上)を順次行う必要があるが、それぞれ広告期間が必要なため、権利関係の確定のために最低でも10か月を要します。

そこで、改正法は、期間の短縮のために、選任公告と相続人搜索の公告を一つの公告手続の中で可能とし、さらに、これと並行して、請求の申出をすべき旨の公告を行うことを可能としました(改正法952条2項、957条1項)。これにより、権利関係の確定のために最低必要な期間は、6か月となりました。

上記の改正に合わせて、改正法は、相続人不存在(相続人の存在することが明らかでない場合を含む(における「相続財産の管理人」の名称を「相続財産の清算人」に改称しました。

なお、改正法の適用の有無は、相続財産管理人(清算人)の選任時が基準となり、施行日である令和5年4月1日より前に、相続財産管理人が選任された場合は、現行法の規定する公告手続を実施する必要があります。

## 2 具体的相続分による遺産分割の時的限界

現行法においては、具体的相続分の割合に基づく遺産分割を求めることに対して、時的制限がなかったため、早期に遺産分割を求めることについてインセンティブが働きにくいと指摘されていました。そして、相続時より、遺産分割がされることなく、長期間経過すると、特別受益や寄与分に関する書証などが散逸し、いざ遺産分割を実行する際に支障が生じていました。

そこで、改正法では、特別受益及び寄与分に基づく具体的相続分に係る規定の適用を10年に制限をしました(改正民法904条の3)。

但し、10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき、10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることがやむを得ない事由が相続人にあった場合において、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき」は、具体的相続分の割合に基づく遺産分割を求めることができます。

なお、改正法の施行日(令和5年4月1日)より前に死亡したケースにおいても、新法が適用される(但し、5年の猶予期間が設定されています。)ため留意が必要です(改正法附則3)。

## 3 遺産共有と通常共有が併存している場合の特則

土地の共有者の一人が死亡し、その子供らが相続をした場合には、同一の土地について、通常の共有持分と遺産共有

持が併存することになります。このような場合に、現行法では、遺産共有持分と通常遺産共有の持分を解消するための共有物分割手続及び、遺産共有持分者間の解消のための遺産分割手続を、別個に実施しなければなりません。このように相続人に遺産分割をする機会を与えている趣旨は、遺産分割には、通常の共有物分割と異なり、具体的相続分の割合に応じた分割や遺産全体の一括分割を行なうことが出来る等の固有の利益が認められるからです。

そうであれば、遺産分割の機会が確保され、かつ、具体的相続分を考慮する必要がなくなれば、一元的処理を認めても差支えないと言えます。そこで、改正法258条の2第2項は「共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、…相続財産に属する共有物の持分について前条の規定による分割をすることができる」と規定し、相続開始から10年を経過し、相続人が具体的相続分に基づく遺産分割を求めることができなくなった場合には、共有物分割請求訴訟により、共有関係を解消することが可能となります。

但し、相続人が、遺産共有の解消を共有物分割請求により分割することについて、異議の申出をした場合には、現行法と同じく、別個の手続きを実施する必要があります(改正法258条の2第2項、3項)。

## 4 所有者不明相続人の不動産の持分取得及び譲渡

改正法は、通常共有の場合に、共有者の中に所在等が不明な者がいる場合に、一定の要件の下、所在等不明共有者の不動産の持分取得、譲渡を認める制度を新設しております(前号第4の2、3参照)が、相続により遺産共有状態となったが、相続人の中に所在等が不明な者がいる場合にも、遺産共有状態の解消のために、所在等不明相続人の持分の譲渡・取得を認める必要があります。他方で、遺産分割の場合、共有物の分割とは異なり、具体的相続分の割合に基づく分割や遺産全体の一括による分割が可能など固有の利益があります。

そこで、かかる遺産分割を行う相続人の利益との調整を図り、改正法は、遺産共有の共有者は、相続開始時から10年を経過したときに限り、持分取得・譲渡制度により、所在等不明相続人との共有関係の解消を可能としました(改正民法262条の2第3項、262条の3第2項)。



弁護士  
半田 昇  
(はんたのぼる)

<学歴>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>  
2022年4月 最高裁判所  
司法研修所修了(74期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 路線価の最高裁(R4.4.19)

弁護士 半田 昇

### 第1 はじめに

本判決は、相続税の課税価格に算入される財産の価額につき、評価基本通達の定める方法(市街地的形態を形成する地域の宅地については路線価による等)による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公正に反するというべき特別な事情がある場合には、当該財産の価額を評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に反しないとされた判決である。

### 第2 事案の概要

原告らは、共同相続人であり、被相続人の死亡によって、被相続人が死亡の約3年前に購入して取得した2つの不動産(以下、「本件各不動産」という。)を含む被相続人の財産を取得した。

本件各不動産はいずれも投資用物件であり、被相続人が、死亡の約3年前に銀行から借り入れを行って購入したものである(以下、「本件借入及び本件購入」という。)

原告らは、国税庁による評価基本通達の定める評価方法に従い、本件各不動産の評価額を算出し、相続税を申告した(以下、「本件申告」という。)。本件申告では、評価基本通達の定める評価方法に従い、本件各不動産はそれぞれ、2億4万1474円、1億3366万4767円と評価された。

それに対し、処分行政庁は、本件各不動産の価額は、評価基本通達の定める評価方法によるのが著しく不相当として、不動産鑑定に基づき、本件各不動産を7億5400万円、5億1900万円と評価し、それに基づく相続税額の各更正処分等を行った。

原告は、かかる各更正処分等の取消訴訟を提起し、本件各不動産の評価額を、評価基本通達の定める評価方法と、不動産鑑定による評価方法のいずれにより算定するかが争われた。

第1審と第2審はいずれも、評価基本通達の定める評価方法ではなく不動産鑑定による評価方法によることは違法でないと判示し、かかる各更正処分等の取消しを認めなかった。

### 第3 判旨

本判決はおおむね以下のように判示し、各更正処分等の取消しを認めなかった。

評価基本通達は、相続財産の価額評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることから、課税庁が特定の者の相続財産の価額についてのみ評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由のない限り平等原則に反して違法である。

もっとも、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負

担の公平に反するというべき特別な事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとしても上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。

そのうえで、①本件各不動産の評価基本通達の定める評価方法による評価額と、不動産鑑定による評価額が大きく乖離していることに加え、②本件借入及び本件購入により、原告らの相続税の負担が著しく軽減されること、③本件借入及び本件購入が租税負担の軽減を企図してなされたものといえること等の事情からすると、上記特別な事情があり、不動産評価額によって本件各不動産を評価しても平等原則に反しない。

### 第4 事案の概要

1 国税庁の評価基本通達は、相続税の算定における相続財産の価額の算定方法について定めているが、これは通達であって、直接国民を拘束する法令ではないから、下級審裁判例及び課税実務上においては、評価基本通達の定める方法により評価することが相当でないと認められる特別な事情が無い場合は評価基本通達の定める方法により評価するが、そのような特別な事情がある場合は、それ以外の方法により評価しても違法でないと解されてきた。

本判決もそのような流れを汲み、評価基本通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき特別な事情がある場合には、当該財産の価額を評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとしても違法でないと判示した。

そして、その上で、①評価基本通達の定める評価方法による評価額と、不動産鑑定による評価額が大きく乖離していることに加え、②本件借入及び本件購入により原告らの相続税の負担が著しく軽減されること、③本件借入及び本件購入が租税負担の軽減を企図してなされたことなどから、特別な事情を認めた。

2 また、富裕層においては、路線価評価が、実勢の取引価格や不動産鑑定価額に比して相当程度安価である場合などに、銀行借入れをしたうえで路線価評価の低い収益物件を購入するなどのスキームで相続税対策を行うことがあった(本判決の事案もそのようなスキームによるものと思われる。)。本判決は、かかるスキームとの関係でも意義を有するものである。

参考文献:  
経済法令研究会『金融・商事判例』1600号36頁  
東京弁護士会『法律家のための税法[民法編]新訂第8版』397頁



弁護士  
河野 大悟  
(かわの・だいご)

<学歴>  
大阪市立大学法学部

<経歴>  
2022年4月 最高裁判所  
司法研修所修了(74期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
企業法務、会社法務、  
民事法務、家事相続法務  
訴訟、紛争解決

## 刑法改正

弁護士 河野 大悟

### 第1 はじめに

令和4年6月13日、改正刑法が成立し、同年7月7日より、その一部が施行されております。当該改正法では、刑の執行猶予制度の拡充や、「拘禁刑」の創設、侮辱罪の法定刑の引き上げなど、重要な改正点が生じています。

そこで、改正刑法のうち、社会的関心が高いと思われる侮辱罪の法定刑引き上げについてご紹介いたします。

### 第2 改正の概要

#### 1 侮辱罪(刑法231条)の法定刑の引き上げ(令和4年7月7日施行)

##### (1) 改正内容

これまで、侮辱罪の法定刑は「拘留又は科料」とされていましたが、改正により「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

法定刑の引き上げによって、従前と比べて以下の3点のような違いが生じます。

- ① 公訴時効期間について、これまでは1年(刑事訴訟法250条2項7号)でしたが、3年となります(同項6号)。
- ② 逮捕状による逮捕について、これまでは被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由なく出頭求めに応じない場合に限り逮捕することができましたが(刑事訴訟法199条1項ただし書)、その制限がなくなります。
- ③ 現行犯逮捕について、これまでは犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り逮捕することができましたが(刑事訴訟法217条)、その制限がなくなります。

この改正の理由としては、「近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法的刑を引き上げる必要がある」ことが挙げられています。インターネット上において、誹謗中傷を内容とする書き込みを行う事案が少なからず見受けられ、このような情報は容易に拡散する一方、完全にデータを削除することが極めて困難です。匿名性の高い環境で誹謗中傷が行われ、特にタイムライン式のSNSでは、先行する書き込みを受けて次々と書き込みがなされることによって過激な書き込みをすることに対する心理的抑制力が低下し、内容が非常に先鋭化しやすいことが指摘されてきました。インターネット上の誹謗中傷は、このような特徴を有することから、他人の名誉を侵害する程度が大きく、重大な社会問題となっていました。また、他人に対する誹謗中傷はインターネット以外の方法によるものも散見されるところであり、これらによる名誉侵害の程度にも大きいものがあると指摘されてきました。こうした誹謗中傷が行われた場合、刑法の名誉毀損罪(刑法230条)又は侮辱罪に該当し得ることになります。両罪の違いは、人の名誉を侵害する「事実」を摘示するか否かにあり、判断が微妙な事案もありますが、分かりやすい例ですと、「○○氏から1

00万円をだまし取った」なら名誉毀損、「詐欺師だ」なら侮辱というように区別されます。そして、法定刑は、名誉毀損罪の3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に対し、侮辱罪が1日以上30日未満の刑事施設に拘束する「拘留」又は1,000円以上1万円未満の金銭を支払わせる「科料」と刑法では一番軽い刑でした。こうした状況を受け、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、名誉毀損罪に準じた法定刑に引き上げる改正に至ったというものです。

##### (2) 改正に伴う懸念

侮辱罪の法定刑引き上げにより、政治上の批判などの民主主義において必要な表現が躊躇されるといった、表現の自由に対する抑制を懸念する意見があります。

確かに、処罰が重くなった上、時効期間も伸びたということになると「これまでどおりに政治家等の厳しい批判をしていたら処罰されてしまうのではないか。」などと問題のない行為についてまで心配する人はかなりいるかもしれません。

法務省では、上記のような懸念を受け、ホームページ上に侮辱罪の法定刑引き上げに関するQ&Aを公表して改正内容の慎重な説明を行っています<sup>1</sup>。具体的には、今回の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、侮辱罪が成立する範囲は全く変わらず、これまで侮辱罪で処罰できなかった行為を処罰できるようになるものではないこと、侮辱罪の要件に当たったとしても、公正な論評といった正当な表現行為については、刑法35条の正当行為として処罰されないことなどを明らかにしています。

また、改正による影響が大きいとされている現行犯逮捕の可否等に関して、政府は統一見解を公表し、これを受けて警察庁は全国の都道府県警察等に対し、改正に伴う関係規程の適切な運用等についての通達を公表しています<sup>2</sup>。これらの中で、侮辱罪による現行犯逮捕については、表現の自由の重要性に配慮しつつ慎重な運用がなされるとしているほか、逮捕の要件として、逮捕時に対象となる表現行為が正当行為でないことが明白であることが必要であるところ、この要件を充足している場合は實際上想定されないとしています。

さらに、今回の改正の附帯決議により、施行から3年経過後、侮辱罪への厳格な対処がなされることにより、自由な表現が妨げられることがないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設について検討することも求められています<sup>3</sup>。

そのため、過剰な心配は無用であると考えます。

1 [https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html)  
2 <https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/souichi/souichi02/r040617souichi82ok.pdf>  
3 <https://www.moj.go.jp/content/001374716.pdf>



弁護士

新澤 純  
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## テキサス州ってどんなところ

弁護士 新澤 純

### 第1 はじめに

私は、令和4年(2022年)5月13日に、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)を卒業し、同年7月26日~27日にニューヨーク州司法試験を受験しました。その後、カリフォルニア州ロサンゼルスからテキサス州ダラスに引越をし、現在、Jackson Walker LLP(ジャクソン・ウォーカー法律事務所)での実務研修に向けて、諸々の準備をしているところです。

今回は、多くの日本人にとってそれほど馴染みがない米国南部の州、テキサス州について、どのようなところであるのかといったことを簡単にご報告させていただきます。

### 第2 テキサス州の人口増加率及びGDP成長率が顕著に

テキサス州は、米国南部に位置し、南西部はメキシコとの国境を接し、南東部はメキシコ湾と接しています。ヒューストン、ダラスという2大商業都市に加えて、IT集積地であるオースティンなどが有名です。

テキサス州の人口は2952万7941人(出典:2021年US Census Bureau。以下同様。)、面積は67万6585平方キロメートルで、日本の約1.8倍の広さに相当します。

テキサス州の出生と移住を合わせた人口増加率は、前年比1.1%(2021年は2020年比で約31万人増加)に達しており、これは全米第1位となっています。

人口構成は、白人40.3%、ヒスパニック系40.2%、アフリカ系13.2%、アジア系5.5%となっており、アジア系のうち、日本人の人数は、1万2205人(2020年10月在ヒューストン日本国総領事館調べ)とのことです。

私が引越し前に住んでいたカリフォルニア州は、アジア系が15.9%、在留邦人が13万4778人(2018年10月在サンフランシスコ日本国総領事館調べ)でしたので、カリフォルニア州と比べると、テキサス州におけるアジア系や日本人の割合や人数は相当程度少なくなることがわかります。実際に、私の近隣では殆どアジア系や日本人を見かけませんが、テキサスの人々は陽気で明るく、非常にフレンドリーな印象です。

テキサス州のGDPは2兆0066万ドルで(出典:2021年第3四半期のUS Bureau of Economic Analysis。以下同様。)、これは、全米第1位であるカリフォルニア州の3兆3843ドルに次いで、全米第2位ですが、国レベルで見ると、テキサス州は、カナダ(約1兆9907万ドル。2021年)や韓国(約1兆7985万ドル。2021年)を上回り、世界第9位に相当する経済規模を有しています。また、テキサス州の2021年第4四半期のGDP成長率は、前年比10.1%で、全米第1位となっています。

### 第3 近年はテキサス州への企業進出が相次いでいる

イーロン・マスク率いる自動車メーカーであるテスラは、2021年に、本社を、カリフォルニア州パロアルトから、テキサス州オースティンに移す考えを表明しました。また、トヨタ自動車も、2017年に、米国本社を、カリフォルニア州トーランスから、ダラス近郊のプレイノに移転させています。

また、2020年に、オラクルがオースティンに、ヒューストン近郊のプリングに、それぞれ本社を移転させています。さらに、米国の通信大手であるAT&Tの本社は、ダラスにあります。

では、このようなテキサス州への企業進出が相次いでいる要因はどのような点にあるのでしょうか。

第一に、地理的利便性が挙げられます。テキサス州は、米国の中央に位置しており、世界第3位の総発着数(旅客・貨物を含む)を誇るダラス・フォートワース国際空港やヒューストンのジョージ・ブッシュ・インターコンチネンタル国際空港からは、いずれも3時間強以内で、ニューヨークやサンフランシスコ、シカゴなどの主要都市に行くことができます。また、2026年にはダラスとヒューストンを90分間で結ぶテキサス高速鉄道の開通が予定されています。さらに、ヒューストン港をはじめ、メキシコ湾沿いに11もの貿易港があることも国際ビジネスにおいて大きな利点となっています。

第二に、税制面でのメリットが挙げられます。テキサス州では、法人所得税・個人所得税が非常に低廉に設定されており、事業コストが相対的に割安で済むという点が、企業進出を後押ししていると言えます。

第三に、テキサス州では、物価や家賃、不動産価格が、カリフォルニア州やニューヨーク州などと比べると比較的安く、シリコンバレーやマンハッタンなどで暮らすのと比べれば、生活コストが低額で済むことから、従業員の人材確保に役立っていると考えられます。

他にも、前回の記事の中で、米国における再生可能エネルギーの現状をご報告させていただきましたが、テキサス州は、風力及び太陽光を合わせた再生可能エネルギー発電量が全米第1位を誇ります。テキサス州単独で、全米の再生可能エネルギー発電量の4分の1を占めており、2位のカリフォルニア州の2倍以上になっています。テキサス州といえば、もともと原油と天然ガスの生産量が全米トップであることで有名ですが、近年は、風力及び太陽光などの再生可能エネルギーにおいても米国の牽引役になりつつあります。

### 第4 最後に

今回は、テキサス州の経済面に焦点を当ててご報告させていただきました。ただ、テキサス州は、リベラルな民主党支持層が大半を占めるカリフォルニア州などとは異なり、保守的な共和党支持層が多いとされているなど、政治的・文化的な側面からはまた違った見え方をすることがあると思います(銃規制や人工妊娠中絶をめぐる州法など)。しかしながら、テキサス州が、地理的利便性や優秀な人材確保、豊富な資源・エネルギーといった点で全米屈指の実力を有していることは明らかであり、今後も引き続き目が離せないものと考えられます。



(HP (<https://around-usa.com/>)より引用)



弁護士  
北川 健太郎  
(きたがわけんたろう)

〈主な経歴〉  
最高検察庁  
刑事部長・監察指導部長  
大阪高等検察庁  
次席検事・刑事部長  
大阪地方検察庁  
検事正・次席検事・刑事部長  
京都地方検察庁  
特別刑事部長  
神戸地方検察庁  
刑事部長  
那覇地方検察庁  
検事正  
高知地方検察庁  
次席検事  
外務省(出向)  
在中国日本国大使館一等書記官

## 元検察官の弁護士日記 起訴率と無罪率

法務省の検察統計年報によれば、2020年に検察庁が起訴又は不起訴の処分をした人員数は764,468人であり、このうち起訴(正式裁判を開かずに罰金処理する略式手続も含みます。)は33.2%の253,444人にすぎません。この起訴率は刑法犯に限ると更に22.3%に下がります。他方、不起訴処分には「起訴猶予<sup>1</sup>」もありますが、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」など検察庁において「無罪」の判断をしたものも相当数含まれています。最高検が2011年に制定した「検察の理念」には「無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。」との条項がありますが、検察は、はるか以前から無実の者を罰することがないよう有罪判決が得られると判断した事件しか起訴をしない方針をとっています。これは何も検察が勝手に決めているものではなく、最高裁も、無罪事件における起訴の適法性が争われた国家賠償請求訴訟において、「起訴時(略)における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足り」と判示し、逆に読めば、有罪と認められる嫌疑がない起訴は許されないということです。

次に、その結果についてですが、同じく2020年、判決が確定した人員221,057人のうち無罪は76人(無罪が想定されない略式手続分を除いて計算すると0.15%)でした。この内訳を審級別に見ると、第一審では簡易裁判所1人及び地方裁判所55人の計56人、続く控訴審(高等裁判所)では19人、上告審(最高裁判所)では1名となっています。無罪が極めて少ないことをもって日本の刑事司法が異常であるとする意見を時々見掛けますが、前記の方針を徹底すればするほど無罪は少くなる以上、数字だけを根拠にするなら間違っており、むしろ「起訴すべき事件をしていないではないか」と心配する方がいてもおかしくありません。

もっとも起訴事件の多くは自白事件ですから、無罪が争われている事件ではどうなっているかといいますと、ちょっと昔のものではありますが法務省が調査したデータがあり、2009年における否認事件の無罪率は第一審の通常審理をしたもので約2.7%でし

弁護士 北川 健太郎  
(オブカウンセル)

た。万全を期して起訴したつもりでも、弁護側の反証を受ける公判審理は証人尋問等で常に流動的な要素をはらんでいますし、予定どおり立証できたとしても微妙な事実認定について裁判官が検察官と同じ評価をするとも限りませんから、無罪判決をゼロにすることは実際不可能なことです。とはいえ、無罪判決が出ることは、当該検察庁にとっては重大事であり、控訴を断念せざるを得ない場合においても、捜査・公判のどこに問題があったかということが詳細に検討されます。なお、制度が異なることから単純な比較はできないものの、同じデータによると、米国の否認事件の無罪率は約15%とのことから、起訴については米国よりも厳しい運用となっているとはいえるように思います。

このように「無罪を出さないこと」が我が国検察の基本方針となっているわけですが、他方、起訴・不起訴の判断が国民の安全にも直結するだけに、困難な事件を前にして、いたずらに無罪を恐れるだけでは、検察審査会(前々回の記事参照)以前の問題として、「給料泥棒」と言われても抗弁できません。当たり前のことですが、前記の方針と矛盾しない限度において、検察権行使には、様々な局面においてリスク覚悟の果敢さが求められます。参考までに、今も大きな社会問題となっている特殊詐欺(オレオレ詐欺)の受け子・出し子について、「受け取った金が詐欺の被害金とは知らなかった。」「荷物の中に現金が入っているとは知らなかった。」との(上位者から指示された)弁解がなされ、これに対し、詐欺の故意が認められないとして無罪になるケースが各地で発生しましたが、上訴するとともに、捜査・公判にも工夫を加えて起訴し続けたところ、この種の事案に対する裁判所全体の理解も進んだこともあり(と私は思っていますが)、最近では無罪となるケースは見掛けなくなっているように思います。

無罪判決の都度、当然のことながら厳しく批判される検察ですが、このような事情があることを多少なりともご理解いただければ幸いです。

1 罪の証明はできますが、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき」(刑事訴訟法248条)に行う処分です。

勧告的決議の対象となる目的事項に制限はありません。取締役会は、適宜、株主の意思を確認することが適切であると判断する事項を勧告的決議の目的することができます。今回は、予定を変更して、勧告的決議の具体例として、取引所の自主ルール、買収防衛策、大規模買付行為中止要請と関連する決議事項を紹介します。

1 大規模な第三者割当増資と勧告的決議

募集株式の第三者割当てを受けた引受人が議決権総数の過半数の議決権を有することとなる場合であって、議決権総数の10分の1以上の議決権を有する株主が当該第三者割当てに反対の意思を通知したときは、取締役選任の決議要件と同様の株主総会決議によって、当該第三者割当ての承認を受けることが原則として求められます(会社法206条の2第4項5項)。このような第三者割当ては経営の在り方に重大な影響を及ぼすこともあり、相当数の株主が反対するときは、取締役会限りでこの決定をすべきでないといわれたのです(法定決議事項の追加)。

上場会社が大规模第三者割当てを行う場合(希薄化率が25%以上、又は、支配株主が異動することとなる)、その合理性ないし公正さを確保するため、経営者から一定程度独立した者(第三者委員会、社外役員等)による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認の手続を経ることが義務づけられています(東証有価証券上場規程432条)。

後者の株主の意思確認手続が勧告的決議の例です。勧告的決議による承認を得ている場合、当該第三者割当てについて不公正発行問題をクリアすることが容易になるでしょう。

2 買収防衛策と勧告的決議

ブルドックソース事件に係る平成19年最高裁決定は、買収防衛策としての差別的権利行使・取得条項付新株予約権無償割当て(以下、「差別条項付無償割当て」といいます。)を株主総会の特別決議事項とする定款変更を行った上、株主総会の特別決議による承認を得て無償割当てが行われた事案において、必要性和相当性が認められる差別条項付無償割当ては会社法109条1項の趣旨に反しないと、必要性について特に株主の判断を重視しました。

平時導入型買収防衛策として、かつて広く、大規模買付ルール及び対抗措置としての差別条項付無償割当て制度が導入されていました。上記最高裁決定に配慮して、この防衛策を株主総会の決議事項とする定款変更を行って株主総会の承認を得る会社もありましたが、勧告的決議により防衛策を承認する会社が一般的となっています。

平時導入型買収防衛策を廃止する会社が増えていますが、上場会社の時価総額低下傾向(さらに、直近の円安傾向)から敵対的買収案件が増加してきたため、特定の買収者を標的とする大規模買付ルールが導入されるようになっていきます(有事導入・特定標的型買収防衛策)。

昨年相次いで、この大規模買付ルール不遵守の対抗措置である差別条項付無償割当て差止めの仮処分が申し立てられました。無償割当てが勧告的決議による承認を得ていない場合は認容され(日本アジアグループ事件)、承認を得ている場合は否定される傾向が認められます(富士興産事件、東京機械製作所事件)。特定株主を標的とする大規模買付ルールの導入に勧告的決議による承認を得た後、取締役会限りでルール違反の対抗措置として無償割当てを行うのは株主の合理的意思に依拠するとして、差止めの仮処分が否定された例もあります(日邦産業事件)。

実務上、対抗措置の発動に株主の承認を得ておくことが妥当ですが、承認を得ていても、仮処分が認容された例があります(三ツ星事件)。勧告的決議の手続や差別条項の相当性に留意する必要があります。

3 大規模買付行為の中止要請

取締役会が、勧告的決議による承認を得て、特定の株主による大規模な株式買付行為の中止を要請した例があります(セゾン情報システムズ事件)。

株式買付けは株主が会社外において行う取引であり、株式譲渡制限の定めがない限り、取締役会も株主総会も、個々の取引に介入することはできません(株式取引の自由)。しかし、取締役会が、会社の企業価値向上の観点から当該買付けに問題があると判断するとき、その中止を「要請」(お願い)することは、経営判断事項として許されます。勧告的決議による承認を得て(多数株主の支持を基礎に)中止要請をするときは、説得力が増すことが期待されるでしょう。これも勧告的決議の「効用」です。

●所属弁護士等

弁護士 中務 剛治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 謙二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純
弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 <small>(顧問)</small>	弁護士 櫻本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 <small>(全額出資者)</small>	弁護士 土肥 俊樹
弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕	弁護士 樺淵 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 富田 昂志	弁護士 小林 優吾	弁護士 佐藤 諒一
弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	外部法律顧問 弁護士 アダム・ニューハウス (オランダ・ニderland州弁護士)	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一
客員弁護士 八木 良一	弁護士 カワムラアツホ 弁護士 ルシダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊			